

少年非行の概況（令和5年1～6月）

○ 少年非行の概況

令和5年1～6月に県内で検挙・補導された**非行少年**の総数は169人で、前年同期に比べ20人（13.4%）増加しました。

刑法犯少年（刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年）は94人で、前年同期に比べ4人（4.4%）増加しています。

特別法犯少年（特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年）は15人で前年同期に比べ2人（11.8%）減少しました。

触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）は59人で、前年同期に比べ18人（43.9%）増加しました。

ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）は1人で前年同期と同数値でした。

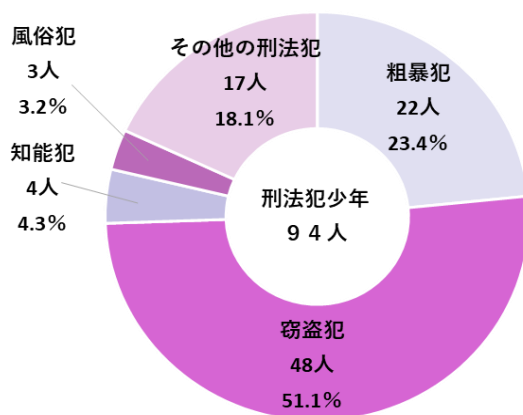
（人）

区 分		令和元年 1～6月	令和2年 1～6月	令和3年 1～6月	令和4年 1～6月	令和5年 1～6月	
総 数		201	165	158	149	169	
非 行 少 年	犯 罪 少 年	刑 法 犯 少 年	132	88	78	90	94
		特 別 法 犯 少 年	7	30	24	17	15
		小 計	139	118	102	107	109
	触 法 少 年	59	43	56	41	59	
	ぐ 犯 少 年	3	4	0	1	1	

○ 犯罪少年～刑法犯少年の現状～

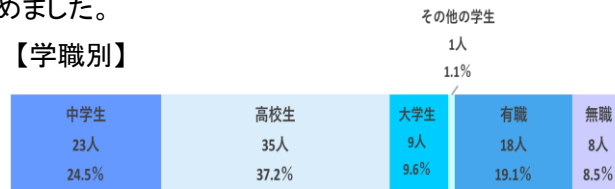
刑法犯少年を罪種別で見ると窃盗犯が48人で最も多く、全体の51.1%を占めました。また学職別では、高校生が35人で最も多く、全体の37.2%を占めました。

【罪種別】

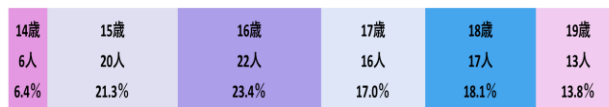


- ※ 凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、強制性交等
- ※ 粗暴犯とは、暴行、傷害、脅迫、恐喝 等
- ※ 知能犯とは、詐欺、横領、偽造、汚職 等
- ※ 風俗犯とは、賭博、わいせつ

【学職別】

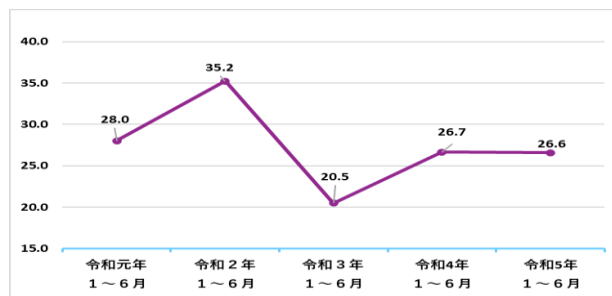


【年齢別】



【再犯者率（刑法犯少年に占める再犯者の割合）】

再犯者率は26.6%で、前年同期に比べ0.1ポイント減少しました。

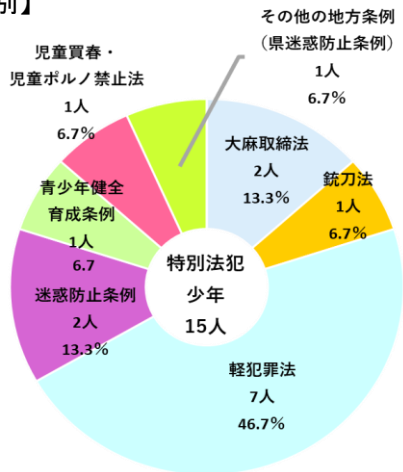


○ 犯罪少年 ～特別法犯少年の現状～

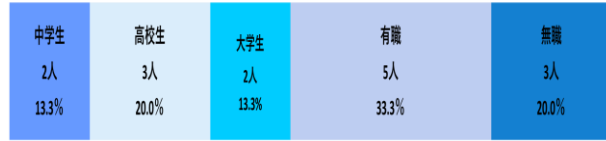
特別法犯少年を法令別で見ると、軽犯罪法違反(凶器携帯、火気乱用、虚偽申告、排せつ等、田畑等侵入)が7人で最も多くを占めています。

また、薬物事犯では、大麻取締法違反で2人を検挙しています。

【法令別】



【学職別】



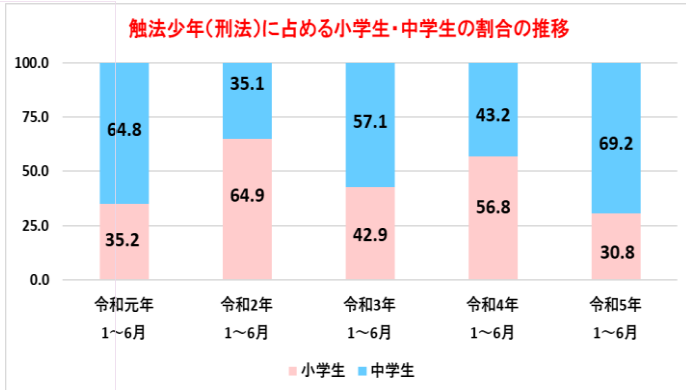
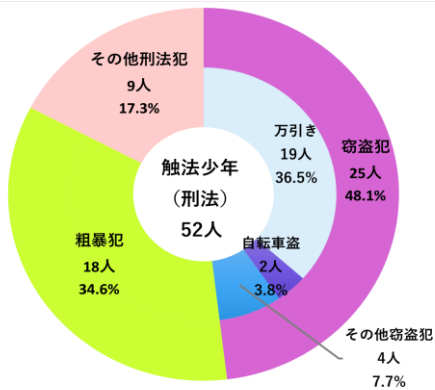
【年齢別】



○ 触法少年(刑法)

触法少年(刑法)を罪種別で見ると窃盗犯が25人で最も多く、触法少年(刑法)全体の約5割を占めており、うち万引きが19人で全体の約4割を占めています。

また、触法少年(刑法)に占める割合は中学生が約7割となっています。



○ 不良行為少年

不良行為少年(喫煙、深夜はいかい、飲酒等、「奈良県少年補導に関する条例」に掲げる少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為《刑罰法令に触れるものを除く》を行う少年)の補導人員は1,218人で前年同期に比べ18人(1.5%)増加しました。

(人)

区分	令和元年 1～6月	令和2年 1～6月	令和3年 1～6月	令和4年 1～6月	令和5年 1～6月
総数	930	1,511	1,061	1,200	1,218
喫煙	449	805	546	570	649
深夜はいかい	370	556	405	477	473
飲酒	65	68	66	94	67
粗暴な言動	3	9	10	30	10
風俗営業所等への立入り	24	37	8	9	6
その他の行為	19	36	26	20	13

～ 少年相談専用電話「ヤング・いじめ110番」～

奈良県警察少年サポートセンターでは、少年自身、保護者やその関係者の方から、非行問題・いじめ・犯罪被害など、少年に関わる様々な問題について、電話相談を受け付けています。一人で悩まず、ご相談下さい！

★ 少年サポートセンター (警察本部少年課内)

TEL 0742-22-0110

相談受付：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分
(上記の受付時間外の相談は、警察本部当直員が対応します。)

(注) 本資料中のグラフによる構成比は、四捨五入の関係でパーセンテージの合計が「100%」にならない場合があります。

奈良県警察